

市電・市バスの事故・トラブル情報の公表について (令和6年8月分)

○ 市 電

□重大な軌道運転事故（軌道事故等報告規則第3条第1項（速報）に該当するもの）

- ・車両脱線（1件）

	概 要	場 所
1	【車両脱線】 鹿児島駅前停留場3番線へ進行していたが、2番線と3番線の分岐点を通過中、施設の老朽化等により脱線したものの。	桜島栈橋通停留場～ 鹿児島駅前停留場 (1系統下り)

□輸送の安全に係るもので、上記以外のもの

- ・道路障害（2件）、車内転倒（1件）

	概 要	場 所
1	【道路障害】 相手車が電車の進行先直前で右折進入したため、接触したものの。	工学部前交差点 (2系統下り)
2	【道路障害】 相手車が電車の進行先直前で右折進入したため、接触したものの。	新屋敷交差点 (1系統下り)
3	【車内転倒】 停留場から発車後の急制動により、つり革を持つ腕に負担がかかり肩を痛めたものの。	鹿児島中央駅東口交差点 (2系統下り)

今回は、車両脱線を発生させ、市民の皆さまに多大なるご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。

今後、このような重大事故を発生させないよう再発防止に取り組んでまいります。

○ 市 バ ス

□重大な自動車事故（自動車事故報告規則第4条（速報）に該当するもの）

- ・該当ありませんでした。

□輸送の安全に係るもので、自動車事故報告規則第3条（報告書の提出）に該当するもの
(上記を除く)

- ・該当ありませんでした。

バスの発進・停止時は大変危険ですので、車内ではなるべくご着席いただき、
やむを得ずお立ちの時は、手すりなどにしっかりとおつかまりください。